

# 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)の見方

項目	内容
給与所得(所得金額調整控除後)	給与収入-給与所得控除額-特定支出控除-所得金額調整控除
その他の所得計	給与所得以外の所得の額の合計(分離課税に該当する所得は除く)
主たる給与以外の合算所得区分	その他の所得計に含まれる所得に「*」を表示
総所得金額①	給与所得+その他の所得計

毎月の給与から差し引かれる税額です。「差引納付額(⑧-⑪-⑨,⑩)」を「開始(変更)月から5月までの月数」で割った金額が、毎月の給与から差引されます。  
※100円未満の端数金額は各月の税額から切り捨てられ、開始(変更)月に合算されます。

【課税標準額】  
税額計算の基礎となる額です。各種所得を合算して所得割額を計算する「総合課税」と、他の所得とは区分して計算する「分離課税」の2種類があります。  
(総所得③) = 「総所得金額①」 - 「所得控除合計②」 (1,000円未満切捨)  
【分離課税】以下の項目ごとに計算方法が異なります。

項目	内容
山林所得	山林の伐採または譲渡による所得
分離短期譲渡	土地建物の譲渡による所得(5年以下保有)
分離長期譲渡	土地建物の譲渡による所得(5年超保有)
株式等の譲渡	株式等の有価証券の譲渡による所得
上場株式等の配当等	上場株式の配当等のうち申告分離課税を選択して申告した所得
先物取引	先物取引をし、差金等決済をした時の所得

## 給与に係る市民税・県民税 特別徴収税額決定・変更通知書(納税義務者用)

氏名: \_\_\_\_\_ 指定番号: \_\_\_\_\_  
住所: \_\_\_\_\_ 宛名番号: \_\_\_\_\_

市民税・県民税に関するお問い合わせの際は、通知書に記載された指定番号と宛名番号をお伝えください。

納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
所得	給与収入 主たる給与以外の合算所得区分 総所得金額①											
所得控除	雑損控除 医療費控除 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料 障害者控除 配偶者特別 扶養控除 基礎控除											
課税標準	総所得金額① 所得控除合計② 所得割額③ 税額控除額④ 税額⑤ 均等割額⑥ 特別徴収税額⑧ 控除不足額⑨ 既納付額⑪ 差引納付額⑧-⑪-⑨,⑩ 変更前税額⑫ 増減額⑧-⑫ 変更月											

【摘要】  
「通知書を送付した理由」「住宅借入金等特別控除の詳細額」を記載しています。

【所得控除の額】

項目	内容
雑損	雑損控除の額
医療費	医療費控除の額
社会保険料	社会保険料控除の額
小規模企業共済	小規模企業共済等掛金控除の額
生命保険料	生命保険料控除の額
地震保険料	地震保険料控除の額
障・寡・ひ・勤	障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除の額の合計
配偶者	配偶者控除の額
配偶者特別	配偶者特別控除の額
扶養	扶養控除の額
基礎	基礎控除の額

【人的控除等の内訳】 ※該当時「\*」または人数を記載

扶養親族該当区分		本人該当区分	
控配	控除対象配偶者	未成年者	未成年者
老配	老人控除対象配偶者	特障	特別障害者
特定	特定扶養親族	他障	普通障害者
同老	同居老親等	寡婦	寡婦
老人	老人扶養親族	ひとり親	ひとり親
16歳未満	16歳未満扶養親族	勤労学生	勤労学生
その他	一般扶養親族		
同障	同居特別障害者		
特障	特別障害者		
他障	普通障害者		
	繰越損失		繰越損失がある場合

【税額】 ※④~⑥は市民税・県民税で分けて計算しています。

項目	内容
税額控除前所得割額④	所得区分に応じて税率をかけて所得割額を計算します。 総合課税分=総所得③×市民税6%、県民税4% 分離課税分=それぞれの分離課税所得に応じた税率をかける
税額控除額⑤	調整控除・所得割調整額・配当控除・住宅借入金等特別控除・寄附金税額控除・外国税額控除・配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の合計額
所得割額⑥	税額控除前所得割額④-税額控除額⑤
均等割額⑦	市民税3,500円、県民税2,000円
特別徴収税額⑧	市民税・県民税の所得割額と均等割額の合計額 ⑥+⑦
控除不足額⑨	所得割額⑥から控除しきれなかった配当割額・株式等譲渡所得割額
既充当額⑩	控除不足額⑨から、特別徴収税額⑧に充当した金額
既納付額⑪	変更通知前に納付済の税額
差引納付額(⑧-⑪-⑨,⑩)	給与から差し引かれる税額
変更前税額⑫	税額変更前の税額
増減額(⑧-⑫)	税額変更等があった場合の増減した金額
変更月	税額変更があった月

●ふるさと納税等による寄附金税額控除については、「税額控除額⑤」に他の税額控除の額と合算して記載しています。  
●この通知書を再交付することはできません。紛失した場合で所得額等を証明する必要がある場合は、課税内容証明書を請求してください。